

# 令和5年あきる野市農業委員会 6月総会議事録

令和5年6月26日（月）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会6月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 買受適格者証明について
- 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号議案 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について

## 追加議案

- 第1号 農地法第46条の規定に基づく国有農地等の買受申込者に関する意見の照会について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻になりましたので、令和5年あきる野市農業委員会6月総会を始めさせていただきます。まず初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。4月から0㎡という、全く畑を持ってない方が申請を出されて、今月も案件がありますが、先日、西多摩の会議がありまして、そこで他の市町村はどうしているのかなと思ひまして、その会議で0㎡の案件はどのようにやっていますか？という質問をしたんですけど、皆さん、きょとんとしてて……。何かなと思つたら、1件も増えてない、そんな案件ないと言うんですよ。それで、東京都農業会議に問い合わせたら、東京都の中でもあきる野市と八王子市さんだけで、他はそういう案件はあまり出て来ない。ほぼ、皆さん、西多摩では案件はゼロだそうで、その特殊事情でどういう訳か分析していただいているのですが、あきる野市だけ突出して出て来ていると。それで今、いろいろ対策、対策と言いますか、案件の絞り込みをどうしたらいいかというのを農業会議の方へお願いしているところでございます。今月も案件が確かに多いので、ぜひ皆さま、スムーズな審議にご協力をいただきまして、本日もよろしくをお願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、6月19日、月曜日に立川市で開催された「一般社団法人東京都農業会議第133回通常総会」に私と農林課長が出席しました。6月20日、火曜日にJAあきがわ本店で開催されました「農業委員会地区別広域連携会議」に私と堀江職務代理、事務局長が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は本郷委員と橋本委員になります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から議案に関する報告がございますので、事務局、説明願います。

(事務局) はい。今回、議案の取り下げが1件ございまして、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の収受38ですが、過去に農地法第5条にて許可を行っている土地となりましたので、農地法第3条の申請を取り下げ、当時許可をした農地法第5条の証明にて代える形となりました。許可の証明につきましては、農業委員会の総会でお諮りする案件ではございませんので、取り下げのみとなります。以上でございます。

(議長) それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が第1号議案に3件ございますので、そちらから先に審議いたします。まずは、第1号議案、収受31について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年6月26日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第1号議案・収受31 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受31について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは、収受31について報告をします。6月21日に宮崎推進委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行っております。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況は3分の1ほどは短い草に覆われておりました。残りの3分の2は、ほとんど草は生えていないのですが、表面は砂利に覆われている、こういうような状況でございます。また現地ですけれども、北斜面になります。譲受人はこれから野菜を作っていくと、こういう考えであります。ただ、表面の砂利の処理に相当の労力を要するのではないかと考えられますけれども、しっかり農地として維持していただけるものと思っております。以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) 今回、こちらは特に仮登記とかそういうのは関係ないのですか？

(事務局) 仮登記はついていないです。

(嶋崎委員) 初めて、新しくと言うか・・・今までやっていたのか、今回初めてなのか？

(事務局) 特に今まで使っていた実績はないものになりまして、今回空き家とセットで買うような形になっております。

(嶋崎委員) 空き家があるのですか？

(事務局) 南側の□□□-□と書いてある家です。ここも合わせて買うということで、3条の申請が出されました。

(議長) ●●●●●という●●屋さんなので、お父さんは●●屋さんで、この息子さんもおそらく一緒にやっているんだと。だから、道具はいっぱい持っていると思います。

(事務局長) 建物と同時に隣に畑があるのでセットで買っていただけないかということで、そこに引っ越してきた代わりに畑をちゃんとやっていきますということで、今回新規で出た案件になります。

(嶋崎委員) 今回農業じゃなくても買えるようになったからと？

(事務局長) ということですね。家庭菜園でも。

(議長) あと、売る方が家と一緒に買ってくださいますと。どうしてもお願いされたということで。

(嶋崎委員) そういうことですね。分かりました。ありがとうございました。

(宮崎委員) あの、これ、一緒に見に行ったんですけど、□□□-□の家の方からでないと、畑にアプローチできなくて、北側の道路のところには石垣で高低差があって・・・

(嶋崎委員) 入れない訳ね、そうすると。上の道路からは。

(宮崎委員) はい。入れないです。しかもこの三角形が傾斜になっていまして、南の方の半分は傾斜なんですね。北側の半分はもっと傾斜で、畑として本当に使えるのか？というような場所ですね。

(事務局長) 何を作ると？

(事務局) トウモロコシとジャガイモとなっています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) ちなみに、血縁関係ではないんですよね？譲受人と譲渡人は・・・

(事務局) はい。ご近所の方だということです。

(議長) たまたま、名字が一緒で。

(堀江職務代理) ああ、お孫さんじゃないんですね。

(議長) お孫さんじゃないです。他にご質問ございますか？・・・では、ご本人をお呼びいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 今日はお忙しいところありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の抱負や計画等、話していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。皆さま、はじめまして。今回●●の方で農地を購入させていただき〇〇と申します。よろしくお願いいたします。農業の経験はあまりないのですが、今のところトウモロコシなどを計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長) ご本人の説明が終わりました。何か質問はございますか？

(橋本委員) 今日のご苦労様です。今ちょっと説明がこちらであったのですが、この土地が結構な傾斜になっているということで、結構耕作が大変なんじゃないかなと。斜面でジャガイモなんという話も出ていたので、そんな形で使用できそうでしょうか？

(〇〇氏)今のところ、斜面の下った辺りにすごい低い塀があるのですが、耕したら全て、大雨の時なんか流れてしまうと思うので、ちょっとその辺の柵の対策なんかを、親父が会社をやっていますので、そっちの方で一緒に何か改善をしてからかなというのは、今、考えています。

(橋本委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎委員) この間ちょっと見に行かせていただいたのですが、表面に砂利がかなり置いてあると言うか、砂利を置いたのかどうか分かりませんが、あの辺の砂利の処理というのは何かお考えですか？

(〇〇氏) 一度表面は全部さらって、耕してからやろうかなとは思っています。

(山崎委員) 分かりました。大変ですよ、多分。

(〇〇氏) そうですね、はい。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受31について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受37について、

事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受37 朗読)

以上でございます。

(議長) こちらは前回総会で審議した案件となりますので、担当委員の説明は省略いたしますが、事務局より補足説明をお願いします。

(事務局) はい。先月に引き続きとなりますが、場所について簡単に説明をさせていただきます。

地図は10ページをご覧ください。土地につきましては合計3筆ございます。右側の○○○○-○と□□□□は梅等の果樹が植わっている果樹園になっております。左側の△△△△については畑となっております。この後、○○さんがいらっしゃっていますので、ご質問等々していただければと思います。よろしく願いいたします。

(議長) 何かご質問ございますか?・・・この方は全く経験がない方でしたっけ?

(山崎委員) 確か先月の意見交換の中で、議論の中でそういうことだったと思いますね。ですので、本人のやる気等々、聞いた方がいいんじゃないかということで、今月お呼びしたんだと思います。

(議長) では、お呼びする前に何かここで、今、ご質問ございますか?

(平野委員) 営農計画ではどうなっていましたか?

(事務局) 営農計画の中だと畑の所は野菜としか書いてなくて、果樹の所は果樹をそのまま使うということで、野菜の方については今後レストランで使ったりするので、その都度計画を練りながらやっていくと。今のところちょっとまだ未定だとお伺いしています。

(橋本委員) この方が食材を自分で使えるようなところでやっているのですか?

(事務局) そうですね。あの、●●に●●●●●というのがありまして、そこで●●●●●を植えたりするボランティアとか、レストランもやられたりとか、それで地元の野菜等を使いながらやっていきたいというようなことは言ってらっしゃいました。なので、農業経験は多分あまりないのかなと思いますが、確か、お父さんと一緒に、手伝ってもらいながらやっていくとのことでしたが、その辺りもちょっと聞いていただければと思います。

(大福委員) あの、確認なのですが、土地の表示が田んぼなのですが、現状は畑ということで、この方が所有された場合に自田を所有すると考えるのですか?

(事務局) はい。地目が田なので、所有も田になります。

(大福委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・それではご本人に入ってください。

(○○氏 入室)

(○○氏) 失礼します。こんにちは。

(議長) 本日はどうもお忙しい中ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画と抱負等ありましたら、よろしくお願いします。

(○○氏) はい。○○○と申します。あきる野で飲食店を中心に事業をさせていただいて、この度●●●●●の辺りの畑を購入させていただきたいと考えております。農業経験は●●●●●●●●というチームと一緒に数年やってきて、まだまだ経験値は浅いのですが、僕が畑をやりたい理由としては、飲食店をやっていて、そこで自社栽培の食材というか素材をちょっとずつ

増やしながらか使っていきたいと考えております。なにぶんまだまだ経験が浅いもので、今回買わせていただきたいと考えている場所に、たまたま梅がなっていて、それは早速食材の一部に取り入れてお店で使いたいなと思っているのですが、そんなものをちょっとずつ増やしながらか、畑で作ったものをそのまま食卓にみたいテーマでお店で利用していきたいなと思っています。すみません。つたない自己紹介ですが、以上です。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何かご質問ございますか？

(宮崎委員) いいですか？今、飲食店を中心にと言われましたけど、他にどんな事業をされているのですか？

(〇〇氏) 飲食店と、●●というエリアで●●●●●●というお山を、今、元々お山を管理されていた方から技術を承継させていただいて取り組んでいるのと、あと、元々父がやっていた●●●●●●を今、事業承継させていただいて、その施設を飲食以外にはさせていただいています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎委員) あの、ここは●●●●●●●●の中なんですけど、私もちょっと現地の確認をさせていただいたんですけど、梅の木も何本か枯れているのも見受けられるのと、それと、かなり手が入っていないので、将来的に梅を取っていくと言っても、少し手を入れる必要があるのかなと、その辺の調整のことで何かありますか？

(〇〇氏) そうですね。あの、まだまだ経験不足で、良く分かる方に教えていただきながら使える所は使うのですが、ダメな所は諦めるしかないと思うので。ただ、たくさん量が必要な訳ではないので、使える部分の梅は使いながら、あとはちょっと簡単な野菜からチャレンジして少しずつ梅以外も取り入れていきたいなと思っています。

(山崎委員) 梅の所が一番広いので、あと、カリンがやっぱり15本ぐらいあるんですけど、カリンなんかもカリン酒なんかに見えるのかなと思うんですけど、梅の方が荒れちゃって、このままだと手入れが大変になってくるんだろうなと思ったので、ちょっとそんな心配をしたんです。ただ、しっかりやっていってもらわないと、あの辺かなり観光客も来るし、目立つ所だから、しっかり管理をしていただきたいと思いますね。

(〇〇氏) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) あの、畑をやる所なのですが、野菜はどんな野菜を栽培する予定ですか？

(〇〇氏) はい。シェアファームの中で、ジャガイモとかトマトとかは少しやっていたので、そんな経験のあるものから中心にやっといこうと考えています。あと、今、お店で一番使っているのが、実はサトイモなんです。今のところファーマーズセンターとかから仕入れさせていただいているのですが、サトイモとかその辺りを中心に、経験があるものから始めつつ、ハーブとかもできるようになってきたら増やしたいなと思っているのですが、まだちょっと計画が、今までやってきたこと以外の展開が見えてないのですが、今のところはそんな感じで考えています。

(小川委員) ぜひ、頑張ってもらいたいのと、草にしないように。私も除草剤好きじゃないので草が大分生えているのですが、草退治大変ですけど、頑張ってください。

(〇〇氏) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 今、いろいろお話をお聞きしているんですけど、梅の管理も確かに相当大変だと思うのですが、トータルでやはり●反歩近くある農地をね、食材を使うための生産をするというのは、かなりの努力がいると思うんですよ。ですから、道具だとか、時間とか、その辺いかがなんでしょうね？いろいろ仕事、あちこちやられているようなのでね。この広さからしてかなり大変だと思うんですよ。

(〇〇氏) ちょっと自分だけでは正直手が足りないところは本音です。なので、シェアファーマーミングの方々とか、いろいろな方に手を借りながら、外の手を借りながら、やっていく必要があるかなど。道具に関しては、機械とかはお借りするレベルで少しあてがあるのと、鍬とかそういった物は持っているの、今ある物から始めつつ、いかに自分プラスアルファのチームに協力してもらいながら、管理できるかが肝かなというようには思っています。

(嶋崎委員) あの、ついでなんですけど、やはり手伝っていただくには自分で相当知ってないと、なかなかいい作業ができないんじゃないかと思うので、ぜひその辺は大変ですけど勉強されて、ぜひ頑張ってもらえるように。それでやはり、先ほどから出てるように、しっかり農地として維持できるように、よろしく願いいたします。

(〇〇氏) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(笹本委員) とりあえず、事業計画はかなりふわっとしていること自体は伝わりました。そういう中で、今回購入という形じゃないですか、所有権移転。ではなくて、例えば貸借からスタートするという選択はなかったんですかね？

(〇〇氏) ああ、そうですね。やっぱり手をかけていくのであれば、自分の場所としてやっていきたいなという思いがあったので。シェアファーマーミングというのがある種、その貸借のスキームというか、購入ではなくて、1つの場所にそこに関わって農地をやっていくというスキームだったので、そこからちょっと1つ違ったステージに行きたいなという理由で、最初からこれを貸借というのは考えてはなかったんです。

(笹本委員) その、貸借のしくみとかというのは理解した上で、所有権移転の方がいい、購入の方がいいという判断ですか？

(〇〇氏) そうですね、はい。

(笹本委員) 例えば、その、15年とか20年とかで、ずっと借りているような畑なんか結構多いんですよ。買わなくても、正直、できる。それで、ここから先の話はちょっと穴をつくような、粗探しみたいな話になってしまうんですけど、その、ふわっとした事業計画で買ってうまくいくのかな？というのが、ちょっと心配なんですよ。私もプロの生産農家ですから、お金稼ぐのにどうすればいいか、というのはやっぱり考えてます。それで、元、飲食業界人です。なので、自分の所で使うレストランの野菜がどれぐらいの物量が出てとか、イメージが何となくつくんですけど、なかなか大変ですよ。そんな中で、皆さんおっしゃる通り、きれいに使ってくださいねというのを前提にすると、ちょっとふわっとした事業計画でいきなり購入となると、うまくいかなかった時にそのままきれいにできるのかな？という不安があるんですよ。そういうところは覚悟を持って踏み出すのであれば、責任持ってやっていただくようお願いいたします

としか言いようがないのかなど。ということで、お願いします。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(宮崎委員) 今の笹本委員の心配、それは本当に心配だし、何で買うんだろう？というのは本当に疑問なところだったんです。それで今回買うという話になると、所有には責任が付きまといまいます。それで、ここの場所は調整区域で、洪水の時には水を引き入れるような所。基本的には誰も欲しがらないような場所で、でも、所有してしまえば責任はあなたの次の相続人に引き継がれていく訳で、そここのところも承知されているということで？

(〇〇氏) はい。話はいただいているので、理解はしています。

(宮崎委員) それともう1つ。ここは●●●●●●●●●●という所になっていて、結局ここの土地を所有すると、自動的に●●●●●●●●●●になって、固定資産税とは別に金額はわずかですけれども●●●の付加金、費用が発生する、それも承知されているのですか？

(〇〇氏) はい。一応ご説明いただいています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？今、お話がありましたように、貴重な農地ですので、特に近隣とうまくやっていただいて、迷惑はかけないように、きれいに管理していただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございました。いろいろとまたご指導いただきながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受37について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受40について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・収受40 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受40について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。収受40の現地調査について、報告をさせていただきます。地図は13ページをお開きください。6月21日に橋本委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

**(現地案内図 説明)**

地型が直角三角形に近いような畑で、頂点付近にはヤツガシラ、トウモロコシ、キュウリ等が作付けされておりました。それから中ほどにはスイカ等の夏野菜が作られておりました。三角形の一番底辺部分、下から4分の1ぐらいの所には梅の木が植えられておりました、その梅の木のすぐ北側には2トントラックとトラクターが置いてありました。現況については以上でございます。よろしく願いします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？



(小川委員) あの、受ける方が建築業で、渡す方が木材業になっているのですが、作付けはどちらの方がやっているのですか？渡す方がやっているのか、受ける方がやっているのか・・・？

(事務局) はい。まず、ご職業の説明をさせていただきます。譲受人さんは建築業ということなのですが、一応、今、在籍はしているのですが、実際にはもう建築の方は年内ぐらいにはたたむ手筈は済んでいるということで、その建築業の方をたたんで、農業にシフトしていくという、今、一応、籍があるので建築業と書かせていただいている、作付けに関しても譲受人さんが先んじてやっていらっしゃるという状況です。農業としては、実質的には譲受人さんがやっていらっしゃるというような状況ですね。以上です。

(小川委員) 先ほどの説明でトラクターがあったということは、●, ●●●㎡ぐらいはなんとか耕作できるのかなと思うのですが、他にはどのような農機具を持っているのでしょうか？

(事務局) はい。機械の方なのですが、耕運機1台とトラクター1台はご自身で所有していらっしゃるということで、それなりに機械も整備していらっしゃいます。

(小川委員) 分かりました。

(堀江職務代理) 自宅からすぐですよ？

(議長) そうです。自宅はこの左の太い道に出る所です。だから、100メートルないぐらいですかね。畑まで。

(小川委員) じゃあ、簡単にできるという、作業ができるということだよ。

(議長) それで、地名的には●●で一番いい畑の地名なんですよ、●●●●●というの。まあ、ばらつきもあるでしょうけど、一番いい所なんです、畑としては。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？それでは、ご本人をお呼びします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところありがとうございます。早速ですが、自己紹介とこれからの抱負、また計画等ありましたら、話していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(〇〇氏) はい。こんにちは。地元で建築をやっております、名前は〇〇と言います。●●●●●ということをやっているのですが、私で3代目で100年以上やったんですけど、跡継ぎが娘三人でいないので、一応ここでおしまい、●●●●●になったのでやめようと思って、それで近くにちょうど畑を、まだ体はしっかりしていますので、少し畑仕事やろうかなと思って、●●●坪ぐらいちょっと買おうと思ってたら、地主さんが全部買って欲しいと言うので、●●●坪になってしまったのですが、畑を購入することになって、3条の許可申請を出しました。ずっと地元で結構昔から建築工務店をやっていたので、お客さんもいっぱいいますから、これからのいい物を作って、そういう物をちょっと持って行こうかなと思って、楽しみでやろうと思っています。分からないことがいろいろあるので、よろしくお願ひします。

(議長) ご本人の説明が終わりました。何か質問はございますか？・・・作物は何を作る予定ですか？

(〇〇氏) そうですね。楽しみながらいろいろな物を作ろうと思っておりますが、実家は●●なんですけど、子供の時はブドウもやってたんですよ。ブドウとか石垣イチゴ。それでよく手伝わされたので、ブドウも庭で巨峰なんか作ってますけど、すごくいいブドウが作ってますから、楽し

みながらやろうかなと思っています。

(議長) 分かりました。他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?では、〇〇さん、ありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受40について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受32, 収受33についてですが、こちらは関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受32 朗読)

(第1号議案・収受33 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受32, 33について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは収受32, 33の現地調査について、一括して報告をさせていただきます。案内図は9ページをお開きください。6月21日、橋本委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇の畑の出入り口は駐車場への取り付け道路から先は、軽トラックがやっと通れるぐらいの狭い赤道しかありません。現在〇〇〇-〇の土地については、左側半分ぐらいはネギが植えられておりますが、右側半分は耕耘されてはおりますけど、作付けがされておられません。また、△△△-△は〇〇〇-〇に接してございまして、現在道路近くにはキウイフルーツの棚があって、その南側にはサトイモ、ミニトマト、キュウリ等の夏野菜が一帯的に植え付けられております。現段階では、〇〇〇-〇も△△△-△も、それぞれが以前と同じように使っているという状況になっております。私のすぐ近くにお二方ともございまして、〇〇〇〇さんと□□□□さんは甥と叔父という関係であります。ですから、〇〇〇〇さんの畑に入る道が非常に狭くて、叔父さんの□□さんが高齢ですので、この際広い道路に接するような形で売買による農地の交換という形を取りたいということで、このような申請になったのではないかと思います。以上です。よろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・ここは納税猶予地ですけど、交換したらそっちに付ければよいということですか? 付け替えで?

(事務局) そうですね。面積が全く同じになるので、税務署と都市計画課の方に確認したのですが、特段問題はないということでした。

(議長) 他にご質問ございますか?

(田中克博委員) ここは調整区域・・・？

(議長) いや、市街化なんです。

(事務局長) 生産緑地。

(議長) 生産緑地で納税猶予地なんです。

(事務局長) 全く同じ面積なので、交換で。全部確認済みです。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 変な質問なんですけど、全く同じ面積なんですよね？

(事務局長) わざと同じにしたんです。分筆して、全く同じ面積にしたんです。

(小川委員) 入る道を作らないと。

(橋本委員) あの、現地調査で見た限り、道を付けてあげないと畑に入れないんですよ。反対側はフェンスに囲まれてね。だから、袋地になっちゃうので、そういう形にしたんですと言ってました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受32、收受33について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受39について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

#### (第1号議案・收受39 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受39について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。では説明をさせていただきます。6月21日に事務局と確認をしてきました。地図は12ページをご覧ください。

#### (現地案内図 説明)

この水田は今まで、去年までかな、草でほぼ作ってなかった場所なんですけど、今回〇〇さんが買って作るということになりまして、今年はまだ春から準備をして、すでに田植えも終わっております。全部で4筆ございますが、〇〇〇-〇と△△△-△の2筆は、実際には1筆にまとめてある田んぼになっておりまして、現況では3筆というような状態でした。我々としても作っていただける人がいれば、ぜひ広げていただいて、草を減らしたいという希望でございますので、大変いいことだと、そんな風に思っています。以上、どうぞよろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受39について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。では、番号1の報告をさせていただきます。現地調査、21日に事務局2名と松村委員と4名で行ってまいりました。地図の14ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇-〇、地目は田んぼになっていますが、畑で使っているようです。現地はビニールハウス2棟、ガラスハウス1棟、キュウリが栽培されていまして、露地でインゲンが作付けされていました。作付けされていない少しの場所に細かい草がありましたが、特に問題はないと思います。続いて△△△の畑ですが、この畑の右にある家が申請人、〇〇〇さんの自宅になります。△△△にはガラスハウス1棟、苗床で使っているようです。続いて15ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地はハウスが3棟、3棟ともトマトが栽培され、収穫されているようでした。申請人、〇〇〇さんは家族経営でファーマーズセンターの会員でもあり、特に問題はないと思います。審議の程よろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは、番号2の現地調査について報告をさせていただきます。16ページをお開きください。6月21日に橋本委員、事務局2名、私の4名で現地調査を行いました。

**(現地案内図 説明)**

はじめに〇〇〇〇-〇についてですが、当該地は現在樹齢30年以上と思われる栗林となっております。西側半分は下草が刈り込まれておりました。しかし、東側半分は下草は全く刈られておりませんし、東側の端が駐車場に接しています。その駐車場に多分覆い被さっていたんだと思いますけど、相当太い栗の枝が伐採されて、枯れて、太い枝がそのまま放置されているような状況となっております。また栗林には栗の木より大きなケヤキが生えていたり、あるいは

桑がかなり生い茂ったりして、適正な管理が行われている状況とは、橋本委員も私も問題があるのではないかと、そういうようなことを感じました。この件については、事務局から本人に指導を行ったということですので、後ほど補足して説明をしていただきたいと思います。続きまして、△△△△-△についてですが、この畑についても道路に面した約半分は腰丈ぐらいある雑草に覆われていました。また、残りの北側半分については、ダイコン、ゴマ、ヤツガシラなどが植え付けられておりました。こちら道路側の雑草だけでも刈り取っていただけると、作業されていたということで証明しやすいと思いました。たまたま私の家の近くですので、畑に行く時通るので見ておりましたけれども、一昨日、昨日の2日間で除草を行い、耕耘してサトイモが植え付けられていました。こういう形で作業をされていると、こういう状態でしたら、適正に管理されているということができるのではないかと思います。私からの報告は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

(事務局)では、事務局から補足で説明をさせていただきます。6月22日、現地調査に行った翌日に事務局2名でご自宅へ訪問し、状況の確認と疑問点についてご説明をさせていただきました。まず、管理基準というものがございまして、そちらをお渡しして、今のままだとちょっと適正な管理として難しいですよ、ということをはっきりと伝えさせていただいた上で、〇〇〇〇-〇、栗の木が生えている所について、まず、切った木の枝については、細い物は薪などに使用したりとか、何かしら使用目的があるので、定期的に家に運んで使っているということでした。その他太い幹についても、現在腐らせている途中で処分する最中とのこと。太いケヤキや桑の木については、原木キノコに使用する為に養育しているということでもございました。切り倒す時期については今秋までに切る予定、切り倒す目途がついているとのことなのですが、市街地ですので、倒れる向きなどのコントロールのために、〇〇さんお一人だとなかなか難しいということで、息子さんとスケジュールを合わせて切り倒せるタイミングを見つけるということなので、ちょっと今すぐにとするのは難しいというご回答でした。キノコの栽培については実績もありまして、種駒、キノコの種みたいなものがあるんですけど、その入荷に関しても、もうすでに伝手があるということで、そういった部分は問題ないかと思います。△△△△-△については、今、野崎委員からもご報告があったとおり、もう6月中には草を切って草のあったところにサトイモが植えてあったということですので、その収穫に合わせて草の管理をすることのご回答でしたので、そちらについては管理徹底されていると思います。6月21日、野崎委員と橋本委員とご一緒に現地調査に行った際も、弟さんがいらっしやいまして、やはり自然農法と言いますか、農薬をあまり使わない栽培方法ですので、草が結構生えてしまう時期もあるとのことなんですけれども、弟さんにもしっかりと目をかけていただくようお願いをしておりますので、こちらについて全く無計画、無秩序な状態で栽培をされている訳ではございませんので、事務局の方でも改善については逐次確認をさせていただきますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長)ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 仮にね、農業委員会で証明を出した時に、税務署の方で何か問題があるのかどうか・・・要するに租税特別措置法に基づいてやっているものですから、今、言われた、シイタケなりキノコなりはちょうど2月、3月ぐらいに駒を打ち込むんですよ。だから、それまで太ら

せておきたいというのは分かるんだけど、それで枝打ちやるとか、下草刈りをやるとか、若干の作業をしてもらわないと、農業委員会何を見てるの？ということになるのかな、と思うんだけど、その点については事務局としてはどういう判断なのかを教えてください。今日我々が目をつぶって証明を出したと、仮にした場合ね、どうなのかな？と思って。私もなるべく除草剤を使わないようにしてるから、年に4、5回刈っても背丈くらい伸びる時があるんですよ。だけれども、この法律に基づいて調査が来た時に、たまたま草のひどい時にぶつかっちゃったという時に、どういう風に我々が処理をしていいのか、という素朴な疑問と言うか・・・

(事務局) あくまでも農地、耕作に供する土地ということで判断をするので、今回の〇〇さんの件に関しても、キノコの原木として使う予定があるとか、あとは薪として使う予定がある、計画として畑の中で使っていくという計画があるので、それでいかがかなと。農業委員会として、畑として見るというのであれば、税務署もそれに準ずるという形になるのかなと思ってます。

(議長) 先ほど小川委員がおっしゃったように、たまたま仮に草のひどい時に当たっちゃったと、それで管理基準についての資料を渡したんでしょう？

(事務局) 管理基準については、紙でお渡ししてあります。

(議長) まず、それを守ってもらわないと。ああ、たまたま今はこういう状態になっているけど、一月後に行ったらその管理基準にはのっとっている、ぐらいにしてもらわないと。

(事務局長) 栗の木の剪定とかはやってもらわないと。その、管理基準を渡して、やるっていう話なんでしょう？それなら、きれいになった段階でうちで確認して出ささせていただくとか。

(議長) それはできますか？

(事務局長) まあ、ギリギリまで・・・やってもらわないと、しょうがない。無理矢理出す訳にはいかないですよ。

(議長) まあ、そうなんですよ。

(事務局長) ある程度手が入った段階で出すということにしないと。

(橋本委員) いいですか？〇〇〇〇-〇は栗林と言うよりも雑木林に近かった。栗の木よりも周りの木の方が太かった。あれはシイタケの原木にしたら、えらい太い、持ち上がらないんじゃないかな。駐車場にも雑木も出てたし、栗の枝も出てたし、切った物もフェンス沿いに横に倒しただけ。栗林の北の奥の方は栗と同じぐらいいろんな木が生えていて・・・自然栽培ってどうなんだろう？とネットで見たんだけど、なかなか定義がなくて・・・。だから、お伺いしたら、年に2回ぐらいは草は刈っているから、と。2回ぐらいの草刈りで用が足りるのかなという、要するに生産緑地としてね。だから、せめて周りの人に農業をやってますよというのが自然栽培でも分かるように、通路とかにも出ないように。自分の都合ではなくて、せめて農地として認められるように。あれが通ったら、生産緑地、通らない所がなくなるんじゃないかという感覚で見ました。

(平野委員) これ、3年ごとに出す訳じゃないですか。こんなに木がでかくなって、3年前だって当然もう・・・

(事務局長) 多分、通したんじゃないですか？

(事務局) 3年前の時も草刈りをしてもらって・・・

(議長) ケヤキは奥の方にあるのですか？北の方？私もいかんせん近所だからよく通過するんです

けど、ケヤキは気がつかない・・・。

(平野委員) 納税猶予を受ける時に自然農業とかというようなことは、言ってたんですかね？

(事務局長) 分からないですけど、それより毎年納税猶予地の調査で回っている時に引っかかってないのかな？というのもあるんですけど。

(平野委員) まあ、そうだね。

(事務局長) 今の状態では出せないということで、手を少しでも入れてもらって。

(嶋崎委員) ひとつ、お聞きしたいのですが、さっき、栗の木はね、いい所をとってシイタケに使えるんだけど、ケヤキってキノコに使えるのですか？聞いたことないんだけど。ナラとかクヌギとかいい木なんだけど、ケヤキはあんまり聞かないんだけど、何かに使えるのかな？桜も使えるよね、確か。ケヤキはあんまり聞かないんだよね。

(議長) 何本ぐらいあるのですか？

(事務局) 大きなケヤキは1本。すごく大きいのが1本ありました。

(事務局長) 切ってもらえばいいんじゃない？

(事務局) 息子さんと日程を合わせないと無理だと・・・

(事務局長) いつまでに切るかとか、計画をちゃんと作ってくださいとお話をします。

(議長) では、まずは本人に言って、やってもらって、いつまでにやってくださいと。それで事務局と私なりが見に行き、これならいいだろうということなら、証明を出すということでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) だから、もう、早急にやってもらわないと。確かにシイタケはね、自宅が広いので南の方に置いているんですよ。

(小川委員) ケヤキもね、どんなキノコにするのか、聞いてもらって・・・

(議長) ケヤキって強いから拒否反応で菌が回らないかも知れないですよ。

(小川委員) だから、ケヤキ、やったことないですよ、私は。

(嶋崎委員) 聞いたことないよね。

(議長) 菌が回っていかないと、シイタケできませんもんね。

(小川委員) だから、シイタケなのか、ナメコなのか、ヒラタケなのか、マイタケなのか。キノコいろんなのがあるから、もしかしたら、できるかも知れないから。

(事務局長) では、調べます。

(議長) それがもしダメだったら、速やかに切ってください、と。では、この件はそういうことで、この場では保留ということにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

### (第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは報告します。21日に宮崎推進委員と事務局2名と私の4名で現地調査を行っております。17ページをご覧ください。

### (現地案内図 説明)

当該現地の現況ですけれども、まず右側の方に畑①と畑②、こちらには約半分にハウスがありまして、これは苗作り用のハウス2棟がありました。現在は苗はなくて、きれいに片付けられておりました。残りの半分ですけれども、ヤツガシラであるとか、トマト、スイカ等が作付けをされておりました。その隣の畑③にはキュウリ、ナス等が作付けされております。また、畑④にはサツマイモが作付けされておりました。それから畑⑤と畑⑥、こちらにはキウイと柿、それと多分自宅用と思われる夏野菜が作られておりました。左側畑⑦には半分程にトウモロコシがありまして、残りはきれいに耕耘がされておりました。以上のように申請人の〇〇さんは引き続き農業を行っていると考えます。以上、よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、收受57についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、公売物件参加に伴う買受適格者証明について。下記の願出人は農地の公売に参加する適格者であることを証明する。令和5年6月26日。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・收受57 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受57について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは、收受57について、説明をいたします。6月21日に野崎委員と事務局2名、合計4名で現地へ行ってまいりました。地図は18ページをお願いします。

**(現地案内図 説明)**

〇〇番は現在ちょっと草が生えてまして、持ち主がまずは草刈りをしてきれいにするということで、現在ちょっと肥料が置かれていますけれども、そんなに固そうな草ではなかったので、きれいになるのではと思います。〇〇さんならきれいにしてくれると思いますので、よろしくご審議願います。

(議長) では、事務局より補足の説明をお願いします。

(事務局) はい。こちらの案件の内容につきまして、補足で説明をさせていただきます。こちらの土地は、元の持ち主の方が徴税課から差し押さえを受けた土地になりまして、その土地が公売にかかった案件でございます。その際、その公売に入札をする方が適格かどうか、公売に参加するのが適格かどうかという証明が必要になります。今回は〇〇委員が公売に参加する資格があるかどうかを審議していただくこととなります。そして、今回、適格者ということで証明を出せば入札に参加ができ、落札した場合には、今度は農地法第3条の申請をしていただくこと



になるのですが、まずは、〇〇委員が公売に参加する適格者であるかどうかをご審議いただきたいと思えます。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようなので、収受57の〇〇〇〇さんは公売に参加する適格者であることを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし

(議長) 異議がないようですので、適格者である旨を証明することに決定致します。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る6月21日に唐澤委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。地図は19ページをお願いします。

**(現地案内図 説明)**

現地は西側にトウモロコシが2柵ほど、マルチを敷いて、もう芽が出ています。あと2柵はここで蒔いたようですが、きれいになっていました。残りの半分以上はきれいに耕耘されておりまして、いつでもすぐに使えるようになっています。多分トウモロコシを蒔くのではないかと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第4号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。地図は18ページをご覧ください。6月21日に野崎委員と事務局2名、合計4名で現地調査に伺いました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇と△△△-△は、現在西側の方に馬糞が積んであります。あとは菌床キノコの菌床が散らしてあって、まだ耕耘してなかったのですが、耕耘すればすぐに使える状態になっていました。ちょっと道沿いに草が少し出ていましたが、それをきれいにすると周りがきれいになるのかなと感じました。別段問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは、説明いたします。6月21日に野崎委員と事務局2名、合計4名で見えてまいりました。地図は20ページになります。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番の現状はネギが17列、結構な丈になっておりまして、通路もきれいに管理されて、問題なく耕作されていると思います。よろしくご審議願います。

(議長) ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(小川委員) すみません。ちょっと教えてください。〇〇さんの耕作地と借入地、あきる野市の分でこれだけあるのか、それとも、●●の方の分も含めてあるのか教えてください。

(事務局) こちらの耕作地、借入地につきましては、耕作地は所有地になりますが、あきる野市には所有地はありません。全部●●市のものになっています。借入地については、●●市とあきる野市を含めたものになっています。あきる野市については大体●反ぐらいで、今月と来月にも〇〇さんの案件を出ささせていただく予定です。今月と来月であきる野市で借りている分全てになっています。〇〇さんは、●●市とあきる野市で認定農業者の資格を取られている方になりまして、今年更新だったのですが、今年に広域認定になりまして、メインは●●市なのですが、あきる野市と●●市で、その2つにまたがって農業をやっていくとなっております。以上になります。

(小川委員) あの、広域認定というのは東京都農業会議かどこかで認定するのか、それとも●●の農業委員会とあきる野市の農業委員会と合同で認定するのか、申請の方法なんかも教えてもらえると・・・

(事務局) はい。普通の認定農業者については、多分皆さま認定農業者になられている方も多いと思いますが、あきる野市の担い手支援協議会という会議で市長が認定証をお渡ししていると思います。広域認定につきましては、2つの市町村にまたがっているのです、東京都、都知事が認

定権者になっています。申請につきましてはメインとなる市町村、〇〇さんについては●●市の担い手支援協議会で審査をさせていただいて、●●市と東京都でやり取りをして、あきる野市の担い手支援協議会には東京都からこの方は認定農業者としてどうでしょうか？という意見照会が来て、それで回答して、都知事の認定という形になります。

(笹本委員) その場合、助成金の扱いはどうなるのですか？

(事務局) 全て●●市の方で。

(笹本委員) ●●市でしか、出ない？

(事務局) 出ないです。

(事務局長) 住所がある市町村しか出さないです。住民票のある。

(笹本委員) なるほど。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第5号議案、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について。旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画については、次のとおり承認する。令和5年6月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第5号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。同じく6月21日に唐澤委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。地図は21ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

現地は草がまだ大分生えているのですが、これが承認されれば、至急ハンマーモアを持って来て草を刈り、その後耕耘するそうです。よろしくお願います。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第5号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る6月21日に事務局2名と嶋崎委員の計4名で現地を確認いたしました。場所につきましては、22ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

この畑は昨年の農ウォークの際、〇〇さんにご協力いただいてサツマイモ掘りを行った畑の奥になります。畑には主にサツマイモの苗床として2柵栽培されており、残りはトウモロコシなどがありました。すでに〇〇さんが耕作しているとのことでございます。今回利用権設定をする〇〇さんは、すでに当該地周辺の多くの農地を借り受けて耕作していることから、問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、追加議案が提出されておりますので、そちらを審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。お配りしてございます資料をご覧ください。追加議案第1号、農地法第46条の規定に基づく国有農地等の買受申込者に関する意見の照会について。下記の買受申込者については、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として妥当である旨の意見を回答する。令和5年6月26日。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(追加議案第1号・収受58 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受58について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る6月21日、唐澤委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。地図は裏面をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地はきれいにネギが植わっていました。ちょっとこの時期ですから草も少し生えているようですけれども、間隔等きれいに植わっておりましたので、よろしく願います。

(議長) それでは、事務局より補足の説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは議案の内容について、補足で説明をさせていただきます。こちらの土地は国有農地になりまして、この国有農地を借りている方が農地を取得するという申請を行いますと、関東農政局から市の方に、この方が農地を買うのに妥当かどうか、ということで照会がかかるものでございます。こちらは先ほどの公売と違いまして、この農業委員会から回答する意見書が第3条の許可に代わるものとなりますので、改めてこの方から農地法第3条の申請を出してもらうということはありません。農業委員会の方には無事所有権移転が終わった後に完了通知が届いて、それで終わりというような流れになります。今回は申込者、〇〇さんが当該農地できちんと耕作し、農地の買受者として妥当であるかどうかをご審議いただきたいと思

います。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 面積がすごい小さいみたいなんだけど、この下の方の続きも〇〇さんの持ち物なのですか？それとも、この土地だけなのでしょうか？

(事務局) この下の続きの所も国有農地になっておりますが、今回はこの部分だけの申請になっております。国有農地は農地解放で昭和20年代に地主さんから国が買い上げた所で、その後貸付けということで、今までずっとこの場所を耕作をされていた〇〇さんが欲しいということで、手を挙げられた申請になっております。

(小川委員) 0㎡からも買えるようになったから、申請したということですか？

(事務局) 多分そうじゃないかと思えます。今まで、私も初めてで、元地主が買い戻すという時はあったのですが。

(唐澤委員) 〇〇さんは別に畑がありますよ。松村さん、〇〇さんは畑持っていますよね？

(松村委員) 〇〇さんですか？ちょっと面積は分かりませんが、持っています。うちの近くの畑に土日には子供さん夫婦が毎週来てやっています。

(議長) おそらく農地解放で、この間まであった面積要件の5反歩は持ってないんじゃないですかね？だからそれで解放を受けられなくて、それで元地主も容量いっぱいだったんで、そこは解放せざるを得なくなって、それでその場所を借りますって、この方がずっと借りていたんじゃないですかね。それでここで面積要件がなくなったんで、5反歩なくてもいいということで、この方が国から多分打診受けたんですかね。国に言ったんですかね。

(事務局) 多分、自分のものにしたいということだったと思うんですけどね。

(議長) それで出てきたんじゃないかと。この人が買わないとなると、元地主へいくんだと思うんですよね。

(事務局) 元地主もやらなければ、国有農地で新たな借り手を見つける・・・

(議長) そうそう。新たな借り手を探すんじゃないですかね。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、農地法施行規則第95条に規定する国有農地等の買受者として、妥当である旨の意見を回答することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、7月25日、火曜日、午後1時30分より、JAあきがわ本店3階、第2研修室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時48分